

延岡市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER 販売要領

(趣旨)

第1条 この要領は、延岡市が延岡市有林で行う森林整備や森林管理を通じて取得した J-クレジット（以下「市有林 J-クレジット」という。）及び環境省のオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会の認証を取得したオフセット・クレジット（以下「市有林 J-VER」という。）を、カーボン・オフセット等に取り組む企業、団体等へ販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第2条 市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER の購入者（以下「購入者」という。）の募集は、市ホームページ等により行うものとする。

2 市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER の販売は、延岡市が保有する数量の範囲内で市内に住所を有する企業（支店・営業所を含む。）、団体等に複数回に分けて販売を行うものとし、市ホームページ等に販売できる数量等を公表するものとする。ただし、市内で実施するイベント等でのオフセットを目的として利用する企業、団体等に対して販売を行う場合は、この限りでない。

(販売予定単価・数量)

第3条 市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER の販売単価は、別表のとおりとする。

2 市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER の最低販売量は1トン(t-co2)とし、1トン(t-co2)単位で販売するものとする。

3 販売単価は、市場単価の変動等により変更することができる。

(購入の申込み)

第4条 市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER の購入を希望する者（第2条第3項の規定により購入を希望する者を除く。）は、次に掲げる書類を、持参又は電子メールのいずれかの方法により、市長に提出するものとする。

- (1) 市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER 購入申込書の提出について（様式第1号）
- (2) 市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER 購入申込兼活用計画書（様式第2号）
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 購入事業量の積算資料（任意様式）

2 前項の規定は、次に掲げる企業、団体等にあつては、適用しないものとする。

- (1) 各種法令に違反している企業、団体等
- (2) 延岡市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号から3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者

- (3) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体等
- (4) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
- (5) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体等
- (6) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者、
団体等

3 市長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入を希望する者に対し、市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER の使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、先着順に当該申込みの内容を審査のうえ、購入者を決定する。

2 市長は、売払いの適否について購入を希望する者に延岡市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER 売払通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(契約書の締結)

第6条 市長は、前条第1項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第7条 購入者は、市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER の売買代金を、市長が指定する期日までに、市長が発行する納入通知書により納入するものとする。

(市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER の移転、無効化)

第8条 市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにおいて、市の保有口座から購入者が指定する口座又は無効化口座（オフセットで使用したクレジットが、再販売又は再使用されることを防ぐために無効化するための口座であって、再度口座から持ち出すことができないものをいう。）へ購入した市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER の移転手続を行うものとする。

2 市が市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER の無効化（オフセット等で使用するクレジットの再販売・再使用ができないよう、クレジットの価値をゼロにすることをいう。以下同じ。）を行った場合は、市が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとし、購入者が無効化を行った場合は無効化通知書の写しを市に提出するものとする。

(認定証の発行)

第9条 市長は、購入者に対して延岡市公認「森林環境貢献 J-クレジット認定証」を発行するものとする。

(ロゴマーク等の使用)

第10条 購入者は、購入した市有林 J-クレジット又は市有林 J-VER を使用して、イベント、商品、企業活動等のカーボンオフセットに取り組む場合は、市が作成したカーボンニュートラルロゴマークを使用できるものとする。

2 カーボンニュートラルロゴマークの使用の手続等に関し必要な事項については、「ゼロカーボンシティのべおかロゴマーク使用基準」に定めるものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、延岡市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月15日から施行する。

別表（第3条第1項関係）

延岡市有林 J-クレジット及び市有林 J-VER の販売単価

販売単価 (消費税額及び地方消費税を含む。)	8,000 円/トン (t-CO ₂)
---------------------------	---------------------------------